

1 特定産業・育成就労産業分野

：既存分野

：既存分野のうち新たな業務等を追加する分野

：新たに追加する分野

介護分野

ビルクリーニング分野

建設分野

工業製品製造業分野

リネンサプライ分野

造船・舶用工業分野

自動車整備分野

宿泊分野

航空分野

物流倉庫分野

自動車運送業分野

農業分野

漁業分野

鉄道分野

資源循環分野

外食業分野

木材産業分野

林業分野

飲食料品製造業分野

※特定産業分野は19分野、育成就労産業分野は17分野である（自動車運送業分野、航空分野は特定産業分野のみ。）

2 人材不足の状況・受入れ見込数

※特定技能は、従来の受入れ見込数より減少
育成就労は、技能実習では設定がなかった受入れ見込数を新たに設定

必要就業者数

特定技能1号
育成就労

国内人材確保

生産性向上

就業者数

受入れ見込数

人手不足数

○ 5年ごとに受入れ見込数を示し、人手不足の見込数と比較して過大でないことを示さなければならない（基本方針第二3（3））。受入れ分野は、生産性向上や国内人材確保の取組を行った上でなお、人手不足が深刻であり、分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要なものに限られる。

○ 受入れ見込数は、受入れ上限として運用するものであるが、令和6年3月の設定時より更なる生産性向上、国内人材確保の取組を行うよう見直すなどして、精査した。

➡ 特定技能1号 80万5,700人、育成就労 42万6,200人 計123万1,900人（令和11年3月末まで）

分野	介護	ビルクリーニング	建設	造船・舶用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食料品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環	合計
参考：特定技能（R6.3設定）	135,000	37,000	80,000	36,000	10,000	23,000	24,500	78,000	17,000	53,000	1,000	5,000	173,300	4,400	3,800	139,000				820,000
特定技能1号	126,900	32,200	76,000	23,400	9,400	14,800	22,100	73,300	14,800	50,000	900	4,500	199,500	4,900	2,900	133,500	4,300	11,400	900	805,700
育成就労	33,800	7,300	123,500	13,500	9,900	5,200		26,300	2,600	5,300	500	2,200	119,700		1,100	61,400	3,400	6,900	3,600	426,200
分野全体	160,700	39,500	199,500	36,900	19,300	20,000	22,100	99,600	17,400	55,300	1,400	6,700	319,200	4,900	4,000	194,900	7,700	18,300	4,500	1,231,900

※育成就労については、令和9年4月（制度開始）からの受入れ
※1号特定技能外国人 333,123人、技能実習生 449,432人（いずれも令和7年6月末の在留者数）

1

3 人材の基準

(1) 一般的 (※) な技能水準、日本語能力水準は次のとおり。

	育成就労の就労開始時	育成就労 1 年経過時	本人意向による転籍時	育成就労終了時・特定技能 1 号	特定技能 2 号
技能水準	—	育成就労評価試験 (初級)	育成就労評価試験 (初級)	特定技能 1 号評価試験 育成就労評価試験 (専門級)	特定技能 2 号評価試験
日本語能力水準	A 1 相当以上又は A 1 に相当する講習の受講	A 1 相当以上	A2. 1 相当以上	A 2. 2 相当以上	B 1 相当以上

※ 分野によっては、より高い日本語能力水準を求める場合もある。

(2) 自動車運送業分野において、特定技能 1 号のバス・タクシー運転者の業務区分に求められる日本語能力水準は原則として B1 である。

➡ **日本語サポーターの同乗により、イレギュラー事象に適切に対処できることなどの条件を満たす場合、A2.2に引き下げる。**

4 制度の運用に関する重要事項

(1) 転籍 育成就労制度においては、本人意向による転籍が認められているが、転籍制限期間は、1年とすることを目指しつつも、当分の間、育成就労産業分野ごとに、その業務内容等を踏まえて 1 年から 2 年までの範囲内で設定することとなっている (基本方針第四 2 (1) 工)。

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
1 年を超える転籍制限 (「ー」は転籍制限期間が1年の分野)	2年	—	2年	2年	2年	—		—	—	2年	—	—	2年		—	2年	—	—	2年

(2) 上乗せ基準 制度の適正性を確保するため、受入れ機関等に関し、省令により全分野共通の基準を設けているが、分野の特有の事情に鑑みこれに上乗せして当該分野独自の基準を告示により定めるもの。 ※上乗せ基準については一例 (特：特定技能 育：育成就労)

	介護	ビルクリーニング	建設	造船・船用工業	自動車整備	宿泊	自動車運送業	農業	漁業	外食業	林業	木材産業	工業製品製造業	航空	鉄道	飲食品製造業	リネンサプライ	物流倉庫	資源循環
事業者の範囲の限定 (許可等) ※外国人受入れの際に特に求めるもの	育	特・育	特・育	—	特・育	特・育	特	特・育	—	特・育	特・育	—	—	特	—	育	特・育	特・育	特・育
受入事業実施法人への加入等	—	—	特	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特・育	—	—	—	—	—	—
受入れ機関の受入人数上限	特・育	—	特・育	—	—	—	—	—	特・育	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—
監理支援機関等の範囲	育	—	—	—	特・育	—	—	—	育	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

特定技能制度及び育成就労制度の分野別運用方針に記載する主な内容

特定産業分野 育成就労産業分野	受入れ見込数	人材基準等								その他重要事項				
		1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能 1号		特定技能 2号		業務区分	雇用形態	
		技能水準	日本語能力水準	制限期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準			
介護	—	育成就労評価試験 (初級)	A2.2相当以上及び日 本語学習プラン(B1 相当以上)の場合は不 要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験 (専門級)	A2.2相当以上及び 介護日本語評価試 験	特定技能 1号評価 試験等	A2.2相当以上及び介 護日本語評価試験			身体介護等	【 1 業務区分】	直接
ビルクリーニング				1年		特定技能 1号評価 試験				特定技能 2号評価 試験又は技能検定 (1級)	B1相当以上	建築物内部の清掃	【 1 業務区分】	
リネンサプライ						育成就労評価試験 (専門級)								
工業製品製造業		育成就労評価試験 (初級)又は技能 検定 (基礎級)	A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成就労評価試験 (専門級)、技能 検定 (3級) 又は 特定技能 1号評価 試験	A2.2相当以上	特定技能 1号評価 試験	A 2.2相当以上	特定技能 2号評価 試験及びビジネス キャリア検定 3級 (生産管理プラン ニング又は生産管 理オペレーショ ン) 又は技能検定 (1級)	B1相当以上	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 ・電線・ケーブル製造 ・プレハブ住宅製品製造 ・家具製造 ・定形・不定形耐火物製造 ・生コンクリート製造 ・ゴム製品製造 ・かばん製造	【 1 7 業務区分】	
建設						育成就労評価試験 (専門級)又は技 能検定 (3級)		特定技能 1号評価 試験又は技能検定 (3級)		特定技能 2号評価 試験又は技能検定 (1級)		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	【 3 業務区分】	
造船・船用工業										特定技能 2号評価 試験又は技能検定 (1級)		・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器	【 3 業務区分】	
自動車整備		育成就労評価試験 (初級)				育成就労評価試験 (専門級)			特定技能 2号評価 試験	特定技能 2号評価 試験又は航空従事 者技能証明書	特定技能 2号評価 試験	・自動車整備 ・車体整備	【 2 業務区分】	
航空								特定技能 1号評価 試験		特定技能 2号評価 試験又は航空従事 者技能証明書		・空港グランドハンドリング ・航空機整備	【 2 業務区分】	
宿泊		育成就労評価試験 (初級)	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能 1号評価 試験	A2.2相当			特定技能 2号評価 試験		宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービス の提供に従事する業務	【 1 業務区分】	
自動車運送業								特定技能 1号評価 試験及び第一種運 転免許 (トラッ ク) ・第二種運転 免許 (バス・タク シー)	A2.2相当以上 ※バス・タクシー運 転者はA2.2相当以上 (日本語サポーター 同乗又は離島半島 の場合)			・トラック運転者 ・バス運転者 ・タクシー運転者	【 3 業務区分】	
鉄道		育成就労評価試験 (初級)	A1相当以上 ※運輸係員はA2.2相 当以上	1年	A2.1相当以上 ※運輸係員はA2.2 相当以上	特定技能 1号評価 試験又は育成就労 評価試験 (専門 級)	A2.2相当 ※運輸係員はB1相 当	特定技能 1号評価 試験又は技能検定 (3級)	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相 当以上			・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員 ・駅・車両清掃	【 6 業務区分】	
物流倉庫						特定技能 1号評価 試験	育成就労評価試験 (専門級)					物流倉庫において、倉庫内で行われる貨物の入出庫、保管その他の倉庫内各種作業	【 1 業務区分】	
農業						特定技能 1号評価 試験						・耕種農業 ・畜産農業	【 2 業務区分】	
漁業					育成就労評価試験 (専門級)、技能 検定 (3級) 又は 特定技能 1号評価 試験	A2.2相当	特定技能 1号評価 試験	A2.2相当以上	特定技能 2号評価 試験	B1相当以上	・漁業 ・養殖業	【 2 業務区分】		
飲食料品製造業	育成就労評価試験 (初級)又は技能 検定 (基礎級)	A1相当以上	2年	A2.1相当以上	育成就労評価試験 (専門級)、技能 検定 (3級) 又は 特定技能 1号評価 試験								・飲食料品製造業 ・水産加工業	【 2 業務区分】
外食業					育成就労評価試験 (初級)								外食業全般 (飲食物調理、接客、店舗管理)	【 1 業務区分】
林業					技能検定 (基礎 級)	1年		技能検定 (3級)	特定技能 1号評価 試験又は技能検定 (3級)		育林、素材生産	【 1 業務区分】		
木材産業	育成就労評価試験 (初級)	2年		特定技能 1号評価 試験	特定技能 1号評価 試験			製材業、集成材製造業、合板製造業などに係る木材の加工等	【 1 業務区分】					
資源循環									家庭からの排出及び事業活動に伴って排出される廃棄物の中間処理	【 1 業務区分】				

※受入れ見込数は、特定技能制度及び育成就労制度においてそれぞれ設定されるものである(精査中)。
※特定技能制度及び育成就労制度における労働者派遣は、農業分野及び漁業分野のみ認められる。
※特定技能制度における在籍型出向は、航空分野及び鉄道分野のみ認められる。
※技能水準を測る試験の適正性については専門家会議で検討中。
※工業製品製造業分野においては、「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立て区分」及び「金属表面処理区分」のみ特定技能2号へ移行可。
【日本語能力水準について】
「A2.2」: 日本語教育の参照枠A2相当のレベル
「A2.1」: 日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル